

株式会社瀬戸ウィンドヒル「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和5年12月14日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書」について、株式会社瀬戸ウィンドヒルに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、愛媛県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 愛媛県西宇和郡伊方町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 15,740kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 9月24日
環境大臣意見受理	令和 元年12月 5日
経済産業大臣意見発出	令和 元年12月11日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 4月23日
住民意見の概要等受理	令和 2年 7月14日
愛媛県知意見受理	令和 2年 9月18日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年10月19日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 5年 3月23日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月 8日
愛媛県知意見受理	令和 5年 9月 6日
環境大臣意見受理	令和 5年 9月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年12月14日

問合せ先: 電力安全課 一ノ宮、須之内  
電話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### (3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置と最寄りの住居との距離は約 500mと近接している。本事業の実施により、建設機械の稼働に伴い騒音レベルが現況より最大 14dB 増加する予測結果となっている。このため、近隣住民の生活環境への影響が十分に低減されていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

### (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の

保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサ等の飛翔が確認されているほか、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ、準絶滅危惧種に分類されているハイタカ、ハチクマ等の渡り鳥の飛翔も確認されている。また、対象事業実施区域の周辺では、サシバの営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

### （3）水質に対する影響

濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。